

# 上里町議会議員一般選挙・上里町長選挙

## 投開票日

4月24日(日)

### 【投票】

午前7時～午後8時  
(町内10投票所)

### 【開票】

午後9時から  
(上里町民体育館)

## 期日前投票日

4月20日(水)～23日(土)

# 選ぼう

上里の未来

# 投票箱

## 投票できる方

次の要件にあてはまり、選挙人名簿に登録されている方

### ① 国籍・年齢要件

平成16年4月25日までに生まれた方で日本国籍を有する方

### ② 住所要件

令和4年1月18日までに上里町に転入の届出をし、引き続き住所を有している方(投票当日までに町外に転出された方は投票できません。)

## 投票方法

投票日の当日に、入場券に記載されている投票所に入場券を持参し、投票用紙の交付を受けてから記載台で候補者氏名を記入し、投票します。はじめに町議会議員選挙の投票を行い、続けて町長選挙の投票を行います。

入場券は封書で世帯ごとに郵送されます。1枚の封筒に世帯分の入場券が入っていますので、投票日当日にはご自分の入場券を持って、封筒に記載されている投票所にお越しください。

また、入場券を紛失した場合や届かない場合でも、投票資格を有した本人であれば投票できます。投票所の受付係に申し出てください。



## 投票日当日に

## 投票所に行けない方

投票日当日に、何らかの理由で投票所に行くことができない方は、投票日前に期日前投票および不在者投票ができます。

### 【期日前投票】

日時：4月20日(水)～23日(土)

午前8時30分～午後8時

場所：役場1階・町民ホール

※郵送された入場券をご持参ください。あらかじめ入場券の裏面をご記入いただくと、受付がスムーズです。

### 【不在者投票】

#### ① 指定施設で投票する方法

都道府県の選挙管理委員会が指定した病院や老人ホームなどに入院、入所している方は、その施設内で不在者投票ができます。手続きには時間がかかりますのでお早めに各施設へお問い合わせください。

#### ② 滞在地で投票する方法

町外の滞在が長期にわたる場合は、上里町選挙管理委員会に投票用紙を請求し、最寄りの市区町村の選挙管理委員会での不在者投票をすることができます。手続きには時間がかかりますのでお早めに請求してください。

#### ③ 郵便等で投票する方法

身体障害者手帳、戦傷病者手帳をお持ちの方で一定の要件に該当する方、または介護保険の被保険者証の要介護状態区分が「要介護5」の方が、上里町選

選挙管理委員会から「郵便等投票証明書」の交付を受けることで、居住の場所ので郵便等による投票をすることができません。事前に登録が必要になりますのでお早めに申請してください。

### その他の投票制度

#### 点字投票

目の不自由な方は、点字で投票することができます。ご希望の方は、各投票所の係員にお申し出ください。

#### 代理投票

投票用紙に文字が書けないという方のために、係員が代理で記載します。ご希望の方は、各投票所の係員にお申し出ください。

秘密は厳守されますので、安心してお申し出ください。

### 選挙公報

候補者の氏名、経歴、政見、写真などを掲載した選挙公報を、投票日の前日までに、新聞折り込みで配布します。

このほか、町役場や町内公共施設（各公民館・男女センター・図書館）にも用意しますのでご利用ください。

なお、郵送を希望される方は上里町選挙管理委員会までご連絡ください。

## 投票所では、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策に取り組みます

### 上里町選挙管理委員会が行う感染症対策

- ① 各投票所にアルコール消毒液を設置します。
  - ② 事務従事者等は、マスクを着用し手指のアルコール消毒を行います。
  - ③ 定期的に投票所の換気を行います。
  - ④ 投票用紙記載台等の定期的な消毒を行います。
  - ⑤ 飛沫防止スクリーンを設置します。
  - ⑥ 使い捨て鉛筆を用意します。
- 有権者の皆さまへお願い**
- ① 鉛筆やシャープペンシルを持参し、投票用紙に記入できます。
  - ② マスク着用のご協力をお願いします。
  - ③ 周りの人との距離を保つようお願いいたします。
  - ④ 咳エチケット、投票所出入り口での手指の消毒、来場前後の手洗いにご協力ください。
  - ⑤ 積極的に期日前投票をご利用ください。

### 新型コロナウイルス感染症対策について

有権者の皆様安心して投票できるように、投票所内での感染防止に取り組んだ上で選挙を実施しています。

#### 投票所における感染症対策



#### 有権者の皆様へお願い



投票所の混雑緩和のため、期日前投票の積極的なご利用をお願いします。

### ◆投票所一覧

投票所		区域(行政区等)
第1	賀美児童館	黛・金上・内出・西金・勝一・勝二・原一・原二
第2	上里北中学校会議室	金下・金下東・天神・真下・堀込
第3	長幡児童館	宿・屋敷・東宮・十八軒四軒家・中五明・南五明・寺西・新堀・並木沖・下郷・宮・上郷・久保・西大・東大南・東大北
第4	七本木児童館	田中・石倉丹蔵・岡・東堤・堀之内・横町・阿保町・長浜町
第5	上里町男女共同参画推進センター	立野・立野南・上中久城・本郷一・本郷二・本郷三
第6	上里東公民館	下久城・京塚・古新田
第7	上里町東児童館	三田・三軒
第8	上里町役場町民ホール	久保新田・四ツ谷・西原町東・西原町西
第9	安盛保育園	一丁目・二丁目・三丁目・四丁目・五丁目・東町
第10	神保原児童館	宮本町・八町河原・忍保

◆問合せ 上里町選挙管理委員会事務局【☎35-1237】

# 転入

# 転出

# 手続きガイド

これから4月にかけて、進学や就職、転勤などで引っ越しが多くなります。転入や転出の手続きを忘れずに行いましょう。

なお、手続きの際は、本人確認書類（免許証など）を必ずご持参ください。また、マイナンバー制度の導入により、マイナンバーの記載を求めることとなるものがあります。

問  
合  
せ

町民福祉課【☎35-1224】  
健康保険課【☎35-1222】  
高齢者いきいき課【☎35-1243】  
子育て共生課【☎35-1236】  
税務課【☎35-1220】  
くらし安全課【☎35-1226】  
学校教育課【☎35-1246】  
上下水道課【☎33-4161】  
保健センター【☎33-2550】

## 上里町へ 転入したときは

転入届は、町外から転入した日から14日以内に手続きをしてください。

項目	該当の方・手続き	必要なもの	担当課
<input type="checkbox"/> 転入届	ほかの市区町村から上里町に住所を移した方	前住所地の転出証明書 本人確認書類 住基カード・個人番号カード (お持ちの方)	町民福祉課 町民係 (③番窓口)
<input type="checkbox"/> 印鑑登録	転入後に印鑑登録証明書が必要な方 (前住所地の印鑑登録証は転出後使用できません)	登録する印鑑 本人確認書類	
<input type="checkbox"/> 国民年金	転入届と同時に処理されるため住所変更の手続きはありません。 国外からの転入者は資格の確認をしてください。		
<input type="checkbox"/> 国民健康保険		身分証明書	健康保険課 医療年金係 (⑧番窓口)
<input type="checkbox"/> 後期高齢者医療	前住所地で加入していた方は加入手続き	負担区分証明書 (県外からの転入者のみ) 前住所地の保険証の写し	
<input type="checkbox"/> 福祉3医療	こども医療	申請が必要です。 関係窓口にお問い合わせ ください。	町民福祉課 社会福祉係 (⑤番窓口)
	重度心身障害者医療		
	ひとり親家庭等医療		
<input type="checkbox"/> 児童手当	申請が必要です。担当窓口にお問い合わせください。		子育て共生課 子育て支援係 (⑥番窓口)
<input type="checkbox"/> (特別)児童扶養手当	申請が必要です。担当窓口にお問い合わせください。		
<input type="checkbox"/> 保育所	申請が必要です。担当窓口にお問い合わせください。		
<input type="checkbox"/> 町立小・中学校	転入の手続きが必要です。担当窓口にお問い合わせください。		学校教育課 教育庶務係 (3階)
<input type="checkbox"/> 介護保険	65歳以上の方は、窓口にお越しください。	受給資格証明書 (お持ちの方)	高齢者いきいき課 高齢介護係(⑩番窓口)
<input type="checkbox"/> 上里町ナンバープレート	125cc以下の原付等を所有している方は窓口で登録してください。	前住所地の廃車証明書・印鑑	税務課 資産税係(⑬番窓口)
<input type="checkbox"/> 上水道	「水道使用開始届」を提出してください。(電子申請・FAX可)		上下水道課 (2階)
<input type="checkbox"/> 犬の登録	住所変更の手続きをしてください。	前住所地で発行された鑑札	 くらし安全課 生活環境係 (2階)
<input type="checkbox"/> 予防接種予診票	差替えが必要です。	母子手帳	保健センター
<input type="checkbox"/> 妊婦健康診査助成券	差替えが必要です。	母子手帳・ 前住所地で交付された助成券	

# 転入・転出手続きの臨時窓口を開設します

開設日時… 3月27日(日)、午前8時30分～正午

開設窓口… 町民福祉課・税務課・健康保険課・子育て共生課・高齢者いきいき課

※臨時窓口で実施する業務は、転入・転出などの手続きに伴うものです。

※業務の内容により関係機関（前住所地、本籍地の市区町村等）に照会を必要とするものについては処理できない場合もあります。その際は、平日に再来庁をお願いすることもありますので、あらかじめご了承ください。



本人確認  
書類の提示が  
必要です

町では、住所異動・住民票・印鑑登録証明書・戸籍証明等の申請の際に窓口に来られた全ての方の本人確認を行っています。

本人確認書類（運転免許証・パスポート・マイナンバーカード等）の提示をお願いします。

## 上里町から 転出するときは

転出届は、町外へ転出する日が決まったらあらかじめ、または転出してから14日以内に手続きをしてください。

項目	手続き	担当課	
<input type="checkbox"/> 転出届	転出先の市区町村に提出する転出証明書を交付します。	町民福祉課 町民係 (③番窓口)	
<input type="checkbox"/> 印鑑登録	転出により印鑑登録が廃止になりますので、印鑑登録証(カード)を返却してください。		
<input type="checkbox"/> 国民年金	上里町での手続きはありません。転出先で住所変更の手続きをしてください。国外への転出は、資格喪失の確認をしてください。	—	
<input type="checkbox"/> 国民健康保険	保険証を返却してください。	健康保険課 医療年金係 (⑧番窓口)	
<input type="checkbox"/> 後期高齢者医療	保険証を返却してください。 「保険証の写し」と「負担区分証明書(県外転出の方)」をお受け取りください。		
<input type="checkbox"/> 福祉3医療	こども医療(黄)		
	重度心身障害者医療(橙)		受給者証を返却してください。
	ひとり親家庭等医療(緑)		
<input type="checkbox"/> 児童手当	転出の手続きが必要です。担当課にお問い合わせください。	子育て共生課 子育て支援係 (⑥番窓口)	
<input type="checkbox"/> (特別)児童扶養手当	転出の手続きが必要です。担当課にお問い合わせください。		
<input type="checkbox"/> 保育所	転出の手続きが必要です。担当課にお問い合わせください。		
<input type="checkbox"/> 町立小・中学校	転出の手続きが必要です。担当課にお問い合わせください。	学校教育課 教育庶務係 (3階)	
<input type="checkbox"/> 介護保険	65歳以上の方は、窓口にお越しください。要介護(要支援)認定を受けている方には、「介護保険受給資格証明書」をお渡しします。	高齢者いきいき課 高齢介護係(⑩番窓口)	
<input type="checkbox"/> 上里町ナンバープレート	125cc以下の原付等を所有している方は廃車手続きをしてください。 (必要なもの：ナンバープレート・印鑑)	 税務課 資産税係(⑬番窓口)	
<input type="checkbox"/> 上水道	「水道使用中止届」を提出してください。(電子申請・FAX可)	上下水道課 (2階)	
<input type="checkbox"/> 犬の登録	上里町での手続きはありません。 転出先の市区町村に上里町で発行された鑑札をお持ちになって変更の手続きをしてください。	—	
<input type="checkbox"/> 予防接種予診票	差替えが必要です。転出先で手続きをしてください。	保健センター	
<input type="checkbox"/> 妊婦健康診査助成券	差替えが必要です。転出先で手続きをしてください。		